

審 査 基 準

令和7年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令
根 拠 条 項：第31条第2項
処 分 の 概 要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間
原権者（委任先）：静岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第31条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）
審 査 基 準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。
標 準 処 理 期 間： 2日以内
申 請 先：出入国港の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：同上
備 考：